

# 平成23年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

会計検査院事務総長官房 渉外広報室長 いわき 岩城 としあき 利明

会計検査院は、憲法及び会計検査院法に基づき、国や国が出資している独立行政法人等、国が補助金等を交付している都道府県、市町村等の会計を検査しています。このたび、その成果である平成23年度決算検査報告のとりまとめができ、24年11月2日、これを内閣に送付しました。

平成23年度決算検査報告に掲記された指摘事項等の総件数は513件で、そのうち公共工事の実施、効果等に関するものは40件ありました（表を参照。関係事例の選別・分類は筆者の個人的見解によります）。

本項では、これら公共工事関係の事例を簡単にご紹介させていただきます。

なお、以下、①「不当事項」は、法律、政令若

しくは予算に違反し又は不当と認められた事項、②「意見表示・処置要求事項」は、会計検査院法第34条又は第36条の規定により、関係大臣等に対して会計経理や制度、行政等について意見を表示し又は処置を要求した事項、③「処置済事項」は、検査において意見を表示し又は処置を要求すべく指摘したところ、当局において改善の処置を講じた事項、④「検査要請事項」は、国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果を意味します。

また、金額は断りのない限り指摘金額であり、国庫補助事業に係る事案の指摘金額・背景金額は国庫補助金ベースで示しています。

平成23年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項件数・金額

省庁・団体	設計	積算	契約等経理	事業効果等	その他	計
国土交通省	8件	3件	2件	3件	1件	17件
農林水産省	6			2		8
その他省庁	2			1		3
出資法人		5	3			8
合計	16	8	5	6	1	36
(指摘金額)	(409百万円)	(509百万円)	(2,005百万円)	(26,268百万円)	(289百万円)	(29,482百万円)
[背景金額]	[5億円]	[ ]	[ ]	[2888億円]	[ ]	[2893億円]

- (注) 1. 「指摘金額」は、不適切な設計や施工により所要の安全度や性能が確保されていない部分に係る工事費、不経済・非効率な設計・仕様や過大な積算、不適切な契約処置により過大又は割高になっている積算額や契約額、支払額、利用が低調となっている施設の整備費などである。「背景金額」は、上記の指摘金額を算出できないときに、その事態に関する支出額や投資額の全体の額を示すものである。
2. 国庫補助事業の指摘金額・背景金額は国庫補助金ベースで計上している。
3. 国会要請事項（4件）の件数については、表に計上していない。また、国会要請事項には「指摘金額」、「背景金額」はない。



## 公共工事の実施、効果等に関するもの

### (1) 設計に関するもの

これらは、工事の設計が適切でなかったため、構造物に求められる所要の安全度が確保されていない状態になっていた事態や、工事の目的を達していなかった事態です。これらの事態の多くは、設計業者の成果品に誤りがあるのに、発注者が看過したことが原因となっています。

#### 【不当事項】

- ・灯台巡回道の改修工事の実施に当たり、落石防止柵及び有孔管について、落石による衝撃荷重を考慮していないなどのため、落石防止柵と支柱とを固定するビスに生ずる引抜き及び有孔管に作用する圧縮強度がいずれも設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（1461万余円）。
- ・貯水池の築造等工事において、貯水池の内部に管理用進入道路を設置する設計変更に伴い貯水池の擁壁背後の盛土を高くしたのに、擁壁の応力計算の再検討を行わず、当初設計により施工していたため、縦壁背面側及びかかと版上面側に配置されている主鉄筋に生ずる引張応力度は、いずれも応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（201万余円）。
- ・防災行政無線の自家発電設備の整備において蓄電池盤等を固定するアンカーボルトを設計する際に、設置箇所が2階建ての建築物の2階に該当するのに、地上1階、地下1階建て建築物の地上1階であるとして耐震設計計算を行っていたため、地震時の機能の維持が確保されていない状態になっていた（640万余円）。
- ・河川改修事業の実施に当たり、<sup>せき</sup>堰本体及び取付擁壁を設計する際に、誤って、水叩きなどによる受働土圧を考慮していたため、地震時の滑動に対する安全率が安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（8844万余円）。
- ・公営住宅等整備事業の実施に当たり、補強コンクリートブロック造住宅2棟の建設工事において、床の遮音性能が確保されていなかったり、給排水管等の維持管理が容易に行えなくなって

いたり、高齢者等への配慮の基準が満たされていないなかったりしていたため、公営住宅等整備基準等を満たしていない状態になっていた（3847万余円）。

- ・カルバート基礎工の配筋図を作成する際、誤って、底板上面側に配置する主鉄筋について設計計算で安全とされていた間隔の2倍の間隔で配置することとしたり、カルバート基礎工の底板上面側に配置する主鉄筋に作用する荷重を過小に計算したりしていたため、底板上面側の主鉄筋に生ずる引張応力度が応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった（2841万余円）。
- ・木造住宅2棟の建設工事において、柱と基礎コンクリート等とを接合するための金物を選定する際、誤って引抜き力に抵抗できない金物を選定していた（1118万余円）。
- ・緑地内の遊歩道の築造工事において、コンクリート版の上にアスファルト舗装を施工する場合、ひび割れの対応策を検討することとされているのに、ひび割れの対応策を検討することなく舗装を施工していたことから、遊歩道の全幅にわたってひび割れが多数発生していた（195万余円）。

#### 【意見表示・処置要求事項】

国土交通省は、道路防災事業の一環として、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等により落石防護工を実施している。しかし、事業主体において、ポケット式落石防護網の設計に当たり、可能吸収エネルギーの算定方法が区々となっていて、その算定結果が設計に大きな影響を与えるほど相違しているにもかかわらず、改訂後の「道路土工のり面工・斜面安定工指針」の取扱いについて社団法人日本道路協会に確認等を行っておらず、また、道路事業者はその取扱いを周知していない事態が見受けられた（背景金額5億5252万円：平成21年度から23年度までに17事業主体が実施したポケット式落石防護網の設置に係る直接工事費）。

### (2) 積算に関するもの

これらは、積算が過大であったため、契約額が割高になっていた事態であり、工事費に係るものと補償費に係るものがあります。

## ア 工事費に関するもの

### 【意見表示・処置要求事項】

- ・国土交通省は、浚渫工事の積算に当たり、積算基準に基づき浚渫船の付属作業船の運転経費として、浚渫作業の際に浚渫船のアンカーの設置、回収等を行う揚錨船ようびょうせんの運転経費を計上している。しかし、スパッド式グラブ浚渫船の使用を指定した浚渫工事の付属作業船については、引船等を使用していたり、揚錨船を使用していたりしても揚錨作業を行わずスパッド式グラブ浚渫船の移動補助等に使用していたりしているにもかかわらず、付属作業船の運転経費に引船より高価な揚錨船の運転経費を計上することを標準としていて、施工の実態を積算基準に反映させていない事態が見受けられた（1億0270万円）。

### 【処置済事項】

- ・施工難易度が高い舗装種類以外で標準的に使用されていて施工実績が多い舗装種類の場合の舗装補修工事及び維持修繕作業において、試験舗装を実施しなくても良好に本施工を実施することができたのに、そのことについての検討が十分でなかったために、試験舗装に係る費用を計上して実施していた（3件 1億8726万円）。
- ・営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算において、契約事務担当部門における積算基準の積算方法に対する認識が十分でなかったこと及び営繕工事の設計変更に伴う変更契約の予定価格の積算における落札率の取扱いが明確でなかったことにより、変更に係る概算書の工事価格に当初契約の落札率を乗ずることなく積算したため、変更後の予定価格が割高となっていた（2360万円）。
- ・道路構造物の簡易補修工の積算に当たり、簡易補修工（2tトラック）の直工単価について、工種の区分にかかわらず全ての種類の補修機器等が使用されることを前提とした諸雑費率を用いて算定していて、補修機器等の使用実態に即したものとなっていなかったため、直接工事費のうち諸雑費の積算額が過大となっていた（4800万円）。

## イ 補償費に関するもの

### 【不当事項】

- ・建物等の移転に係る補償費の算定に当たり、建物移転料については、実際の建物の鉄骨の肉厚区分に応じた耐用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算出すべきところ、実際の建物の鉄骨の肉厚区分と異なった再築補償率を乗じていたことなどから、補償費が割高となっていた（1192万余円）。

### 【処置済事項】

- ・単独処理浄化槽の移転補償費の算定に当たり、現在、単独処理浄化槽の製造・販売がされておらず、市場における資材単価が不明であることなどから、既設の単独処理浄化槽を高機能かつ高性能でその資材単価が高額である同一の人槽の合併処理浄化槽に相当するものとしていたため、その移転補償費が割高となっていた（1億3590万円）。

#### (3) 契約等経理に関するもの

これらは、工事に係る契約等の経理が法令に違反するなど不適正な事態となっていたものです。

### 【不当事項】

- ・工事請負契約において、別途、詳細設計業務をコンサルタント業者に委託して既に完了させていたのに、当年度の予算上コンサルタント業者への委託費を確保できなかったとの理由で、翌年度の予算で当該委託費を支払うこととして、当該工事の請負人が詳細設計業務を行うこととする虚偽の変更契約書及び同業務を実施したとする検査調書を作成するなど不適正な会計経理を行って、請負人に詳細設計業務を含めた請負代金を支払っていた（1億8018万円）。
- ・道路建設事業に伴う損失補償等の実施に当たり、契約条項に違反して土地が形質変更されていたのに契約金額の全額を支払ったり、移転対象物件の残置を容認して補償費を支払ったり、補償する必要のなかった物件等に係る補償費を支払ったりするなど不適正な会計経理を繰り返していたり、補償費の算定が適切でなかったため契約額が割高となっていたりしていた（17億6407万余円）。
- ・橋りょうの耐震設計等の業務委託契約について、耐震設計等の必要性についての検討が十分



でなかったことから、既に耐震設計等が実施されている橋りょうを対象を含めて実施したため、設計業務費が過大となっていた（634万余円）。

- ・委託工事費の確定に当たり、工事の対象が受託者の所有する既存施設の移設であり、資産の帰属が受託者になるものであることから、当該工事費は資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理しなければならないのに、これを課税対象として消費税相当額を加算していたため、委託工事費の支払が過大となっていた（757万余円）。
- ・道路建設工事の実施に当たり、事務所において、請負人に架空の内容の下請契約を締結させ、不適正な費用の算定を行うなどして変更契約を締結して、用地買収等の契約相手方が事務所と協議等をすることなく実施した工事に係る費用を請負人を通じて同契約相手方に支払うなどしていた（4756万余円）。

#### (4) 事業効果等に関するもの

これらは、事業効果の発現が十分でない事態であり、事業の実施前又は実施後に行う費用対効果分析等について効果額の算定が適切に行われていないなどの事態についても取り上げています。

#### 【意見表示・処置要求事項】

- ・森林整備加速化・林業再生基金事業における費用対効果分析について  
林野庁は、都道府県が行う森林整備加速化・林業再生基金事業に必要な基金の造成に要する経費に対して補助金を交付しており、この基金事業のうち、木造公共施設等整備事業等を実施する場合には、評価要領に基づき、事業主体において費用対効果分析を行うこととしている。しかし、当該費用対効果分析において、交流資源利用効果等の効果額が適切に算定されていなかったり、効果額の算定に用いられる係数の算出根拠が不明となっていて効果額の算定が適切に行われているか検証が困難となっていたりなどしている事態が見受けられた（背景金額 90億5753万円：費用対効果分析における効果額の算定が適切でなかった基金事業に係る国庫補助金相当額）。

- ・下水道事業における終末処理場の水処理施設の整備等について

国土交通省は、都道府県、市町村等が実施する下水を最終的に処理して公共水域に放流するための終末処理場の整備等の下水道事業に国庫補助金を交付している。しかし、終末処理場の水処理施設の整備に当たり、計画1日最大汚水量の算定が適切でなかったり、水処理施設の段階的な施工についての検討が十分でなかったり、稼働状況等の実態を踏まえないまま最初沈殿池の増設を行っていたり、過去の年間最大汚水量発生日の流入汚水量の実績の把握方法が適切でなかったりしている事態が見受けられた（257億2807万円）。

- ・国が実施する港湾整備事業における費用便益分析について

国土交通省は、港湾整備事業における事業評価において、費用対効果分析を行っていて、効果を貨幣換算できる事業について、投資によって整備する施設等がもたらす便益と事業に投入する費用とを比較する費用便益分析を行っている。しかし、便益の算定に当たり、便益発生的前提条件の実現可能性についての検討状況に係る資料が残されておらず、その検討が十分に行われたのか確認できなかったり、便益を算定するための代替港の選定についての検討が十分に行われたのか確認できなかったり、事後評価において将来大幅な利用増が見込めるとして便益を算定し再度の事後評価を不要と判断していたり、計上する費用の範囲を限定的に捉えていたりする事態が見受けられた（背景金額 2208億円：便益の算定方法の検討が十分に行われたか確認できなかったなどの事業評価に係る平成23年度までの評価原案上の事業費）。

- ・浄化槽の計画的な整備を実施する市町村に対して助成を行う浄化槽整備事業の実施に当たり、使用人員等と比較して浄化槽の規格が過大となっていたり、浄化槽の規格と比較して使用人員が常時超過していたりなどしている事態が見受けられた（5億4072万円）。

#### 【処置済事項】

- ・更新整備を伴う土地改良事業において、事業採

択の重要な判断基準の一つとなる費用対効果分析の実施に当たり、基本指針等に対する理解及び費用対効果分析の適切な実施に対する認識が十分でなかったことなどのため、上位施設の一部が総費用の算定の対象に含まれていなかったり、維持管理費節減効果及び営農経費節減効果が適切に算定されていなかったりして、補助事業の事業採択過程の客観性が確保されていなかった（背景金額 361億2499万円：費用対効果分析において総費用又は総便益の算定が適切に実施されていなかった地区に係る国庫補助金額）。

#### 【国会要請事項】

- ・大規模な治水事業（ダム、放水路・導水路等）について

大規模な治水事業（ダム、放水路・導水路等）に関して、①事業の目的、必要性等についての検討の状況、②事業の実施状況、③事業費の推移及び事業計画の変更等に伴う見直し等の状況、④事業再評価時における投資効果等の検討の状況について検査したところ、国土交通省及び独立行政法人水資源機構の事業主体において、①事業計画の内容に変更が生ずるなどしているが、事業計画本体や事業計画等の策定時等の関係資料を保有していないとしているため、必要とされる計画規模等について明確にできない事態、②高規格堤防の整備延長及び整備率について、要整備区間においては計50,630m、5.8%としていたが、高規格堤防に必要な高さ及び幅を満たした堤防の断面形状が完成している延長について会計検査院が改めて集計すると、計9,463m、1.1%となった事態、③計画事業費や事業期間が当初の見込みより増額されたり、延長されたりしているが、事業計画の変更理由等については、関係資料を保有していないなどとしているため、その詳細な要因等について明確にできない事態、④事業再評価等が実施された年代が古いものについては、費用等の算定根拠等の関係資料を保有していないとしているため、算定過程等の妥当性を明確にできない事態等が見受けられた。

#### (5) その他

上記(1)から(4)までの類型に当てはまらない事態として、事業が法令に則って適正に行われていないと認められた事態がありました。

#### 【不当事項】

- ・浚渫工事で発生した汚泥の埋立処分を行う産業廃棄物処理施設の構造が産業廃棄物処理法に定める基準を満たしておらず、同工事における埋立処分が適正とは認められないもの（2億8945万余円）



### 東日本大震災からの復旧・復興に向けた施策及び国民生活の安全性の確保に関するもの

平成23年3月に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害が生じたことから、被災地域の復旧・復興が我が国の喫緊の課題となっています。また、国民生活の安全性の確保について国民の関心が一層高まっています。今回の検査報告では、これらに関して行った検査の結果等が掲記されています。

#### 【意見表示・処置要求事項】

- ・空港施設、航空路施設及び航空路管制施設の耐震対策等について

国土交通省は、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の管理等を実施しており、特に航空輸送上重要な空港については、耐震性の向上を図るなどの対策を早期に講ずることとしている。しかし、空港施設等において、耐震のための対策又は改修が必要と判定していたのに実施していなかったり、耐震診断等を実施していなかったり、地震災害時に必要となるソフト面における対策を十分に実施していなかったりしている事態が見受けられた（背景金額 228億2335万円：液状化調査等又は耐震診断を実施して、耐震のための対策又は改修が必要と判定していたのに、それらを実施していなかったり、液状化調査等又は耐震診断を実施していなかったりしている土木施設及び建築施設の平成23年度末現在の国有財産台帳価格の計）

#### 【国会要請事項】

- ・公共土木施設等における地震・津波対策の実施

状況等について

公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関して、①地震・津波に対する耐震基準等の改定状況、②地震・津波対策に係る整備、補強等の進捗状況、③東日本大震災に伴う被災等の状況について検査したところ、以下のような状況となっていた。

①河川、海岸、道路整備、港湾整備、下水道、公園、漁港整備、農業農村整備、集落排水各事業においては、東日本大震災を踏まえて、耐震基準等が見直され、設計に用いる地震動や耐震設計の対象の見直し、津波の影響に対する設計方法の導入等が行われていた。

②主として災害予防対策に資するための施設に係る事業である河川、海岸、砂防、下水道、治山、農業農村整備、集落排水各事業において、ライフライン機能等の安全性を損なうような事態や、主として災害に対する応急復旧活動に資するための施設に係る事業である道路整備、港湾整備、公園、漁港整備各事業において、災害発生直後から必要な救助、救急活動等に支障が生ずるおそれのある事態が見受けられた。

③被災事例の中には、耐震点検の結果、耐震対策工事を実施した公共土木施設等について被害が軽減されていた事例や、耐震対策工事が必要と診断されていたにもかかわらず、耐震対策工事を実施していなかった公共土木施設等について被災していた事例等が見受けられた。

#### ・公共建築物における耐震化対策等について

公共建築物（官庁施設、教育施設、医療施設等）における耐震化対策等に関して、①耐震診断の状況、②耐震改修の状況、③東日本大震災に伴う被災等の状況について検査したところ、以下のような状況となっていた。

①建築非構造部材及び建築設備の診断率は、官庁施設、教育施設、医療施設等のいずれの施設においても構造体の診断率よりも低く、特に医療施設の診断率が低くなっていた。

②いずれの施設においても、建築非構造部材等よりも構造体の耐震化が図られているが、構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対

象とした耐震化率は、官庁施設の特定建築物規模相当（階数が3以上かつ延床面積1,000㎡以上等）の建築物で約6割にとどまるなどしていた。さらに、ソフト面からの地震減災対策として位置付けられている業務継続計画が策定されていないなどの事態が見受けられた。

③被災等の状況については、構造体の耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が多数を占める状況となっているなどしていた。

#### ・東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について

東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関して、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況について検査したところ、以下のような状況となっていた。

東北3県を中心とした甚大な被害や震災直後の国の復旧・復興への取組等の状況が確認された。そして、平成23年度の東日本大震災の復旧・復興に係る予備費及び1次補正から3次補正までの予算について、経費項目別の執行状況をみると、一般会計における執行率が計60.6%である一方、一般会計から特別会計への繰入れを反映した執行率は計54.2%となっていた。また、復興特別区域制度における各種計画の策定や特例の認定状況についてみると、沿岸部と内陸部等の被災市町村の実情等により違いが見受けられた。さらに、復旧・復興事業の市町村事業執行率も、被害状況による地域性等、大きな差が見受けられ、一部の市町村は人的支援等を要望している。

以上にご紹介した事例を含め、会計検査院の指摘事項等について、詳しくは検査報告をご覧ください（会計検査院ホームページに全文を掲載しています）。

最後になりましたが、受検庁その他の関係者の皆様には、これらの事例を参考にいただき、適正かつ効率的・効果的な事業の実施に努めていただくようお願いいたします。